資　料　提　供	
提供日	令和元年６月１１日
担当者	農林水産部農林水産政策局 農業農村整備課防災班　田畑・岡田
連絡先	０７３－４４１－２９５３

防災重点ため池の再選定について

１．経　緯

平成 30 年 7 月豪雨により多くのため池が決壊し、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じたことから、国において防災重点ため池の選定の考え方を見直し、新たな基準が平成 30 年 11 月に公表されました。

これに伴い、和歌山県が市町村と調整し、別添資料のとおり防災重点ため池の再選定を行いました。

※「防災重点ため池」

・決壊した場合の浸水区に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

・選定基準

①ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

②ため池から 100～500m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1,000m³以上のもの

③ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000m³以上のもの

④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

２．再選定したため池数（令和元年５月末時点）

※全国版は令和元年６月１１日、農林水産省よりプレスリリースされます。

［再選定結果］

	農業用ため池総数 （令和元年５月末時点）	防災重点ため池数 （令和元年５月末時点）
和歌山県	**５，１３１箇所**	**２，５３９箇所**
全　　国	１６６，６３８箇所	６３，７２２箇所

なお、ため池数は、今後変動があり得る。

[参考（これまでの公表値）]

	農業用ため池総数 （平成２６年３月末時点）	従前の基準による防災重点ため池数
和歌山県	**５，２３６箇所**	**６３５箇所**
全　　国	１９７，７４２箇所	１１，３９９箇所

旧の防災重点ため池は、平成 25 年国から示された定義に基づき市町村が選定。

３．今後の取組

①名称、位置等の情報を記載したため池マップを市町村等が作成・公表。

②ため池管理者や行政機関等の緊急体制の整備や、ため池の浸水想定区域図を作成する。

③ハザードマップの作成や施設の補強対策等については、都道府県及び市町村において、決壊した場合の影響度に応じて優先順位を付けて実施。